

○姫路市防災行政無線局管理運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、姫路市防災行政無線局運用管理規程（平成18年訓令甲第2号）第14条の規定に基づき、姫路市防災行政無線局の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般通信 緊急通信以外の通信をいう。
- (2) 緊急通信 災害の発生及び発生のおそれのある場合その他特別の理由がある場合に行う通信をいう。

(通信事項)

第3条 一般通信又は緊急通信における通信事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 定時放送に関する事項
- (2) 一般行政連絡に関する事項
- (3) 地震、風水害、火災等の非常事態に関する事項
- (4) 全国瞬時警報システムに関する事項
- (5) その他特に必要な事項

(通信の申込み)

第4条 固定系無線局による一般通信の申込手続は、次のとおりとする。

- (1) 所属長は、所管する事務で住民に周知する必要のあるものについて一般通信を行おうとするときは、無線放送依頼書（以下「放送依頼書」という。様式第1号）を、あらかじめ管理責任者に提出するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、所属長は、緊急を要する場合は、一般通信に係る無線放送の依頼を口頭により行うことができる。
- (3) 所属長は、前号の規定により口頭による申込みを行ったときは、当該通信の終了後、速やかに放送依頼書を管理責任者に提出しなければならない。
- (4) 管理責任者は、依頼のあった放送の内容を審査し、放送の可否を決定する。放

送を否としたときは、その旨を放送依頼者に通知するものとする。

(通信の記録)

第5条 通信に係る記録は、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 通信取扱責任者は、放送依頼書を整理し、保存しておかなければならない。
- (2) 通信取扱責任者は、通信を行ったときは、無線業務日誌（様式第2号）に必要事項を記載しなければならない。

(無線通信の原則)

第6条 無線通信を行うときは、次に掲げることを守らなければならない。

- (1) 必要のない無線通信は、行わない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔にする。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにする。
- (4) 無線通信は、正確に行い、通信上の誤りを知ったときは直ちに訂正する。

(通信の方法)

第7条 通信の方法は、次のとおりとする。ただし、緊急通信を行う場合は、この限りでない。

- (1) 固定系無線局の通信方法は、原則として次により行う。

(例)

「こちらは、ぼうさい〇〇です。」 1回

「・・・・・・本文・・・・・・」

「以上で終わります。」

- (2) 固定系無線局の通信方法は、原則として次により行う。

(例)

ア 呼出し

「相手局の呼出名称」 3回以下

「こちらは」 1回

「自局の呼出名称」 3回以下

イ 応答

「相手局の呼出名称」 3 回以下

「こちらは」 1 回

「自局の呼出名称」 1 回

2 呼出し又は応答を行う場合において確実に相手局と通信することが可能と認められるときは、呼出しの場合は「こちらは」及び自局の呼出名称を、応答の場合は相手局の呼出名称を、それぞれ省略することができるものとする。

3 前項の規定により省略をした場合は、通信中に少なくとも 1 回以上自局の呼出名称を送信する。

(子局の運用等)

第 8 条 子局から親局への通信は、原則として、第 3 条第 3 号の通信を行う場合に限る。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。